

差止請求に係る判決等に関する情報の公表について

(消費者機構日本と建築資料研究社の裁判外の和解について)

平成21年10月21日
消費者庁

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。)又は裁判外の和解の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本(以下「消費者機構日本」という。)が、建築士や宅建資格講座の運営等を業としている株式会社建築資料研究社(以下「建築資料研究社」という。)に対し、建築資料研究社の運営する日建学院の講座受講申込規程における契約者(受講生)の解約権を制限する条項の削除を求めるとともに、中途解約規定及び適正な精算・返金規程を設けることを申し入れた事案である。

(2) 結果

平成21年8月1日、消費者機構日本と建築資料研究社との間で、建築資料研究社は消費者に対して「受講生の都合による受講契約の解除は、本人死亡、重大な疾病およびクーリング・オフを除いては認められず、受講料の返金等は一切応じられません。」という意思表示を行わないとして和解が成立した(詳細は別紙1参照)。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人 消費者機構日本
理事長 品川尚志

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社建築資料研究社
代表取締役 馬場 栄一

4. 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報（ ）の概要

建築資料研究社の運営する日建学院の「講座受講申込規程」について、建築資料研究社は、従前の規程(旧規定：別紙2)を是正した(新规定：別紙3)。

なお、新規程の第2条「Web講座」の取扱いについて、引き続き検討の必要性があることから、消費者機構日本は判断の留保を表明した。

() 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求にかかる相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう(消費者契約法施行規則第14条、28条参照)。

以上

合 意 書

適格消費者団体 消費者機構日本（以下「乙」という。）は2008年8月28日、株式会社建築資料研究社（以下「甲」という。）に対し、甲の運営する日建学院の「講座受講申込規程」（以下、旧規程という）に関して、「解除権を制限する条項を削除し、中途解約規定及び適正な精算・返金規定を設けること」の申し入れを行った。

申し入れ後、甲は乙に対し、是正した「講座受講申込規程」（以下、09年規程という）を提示し、2009年2月21日以降の契約において使用する旨回答した。乙は「09年規程」のうち第2条「Web講座」の取扱いについては、引き続き検討の必要性があることから乙は判断の留保を表明した。

以上の協議の後、甲と乙とは、下記事項につき合意が成立したことを確認した。

合 意 事 項

1. 甲は、旧「講座受講申込規程」の第2条が改定されたことに伴い、2009年2月21日以降、甲と契約を希望する消費者および甲の契約者（受講生）からの解約解除の申出に対し、甲の旧「講座受講申込規程」第2条の趣旨に基づいた次の意思表示を行わない。

受講生の都合による受講契約の解除は、本人死亡、重大な疾病およびクーリング・オフを除いては認められず、受講料の返金等は一切応じられません。

2. 甲は2009年2月21日以降、09年規程の解約・返金規定を次の対象者に対して、遡及して準用する。

- ① 09年規程前の「受講契約」により契約した受講中の在校生の解約。
- ② 09年規程前の「受講契約」により2009年度生として契約し、既に中途解約し返金を受けずに退学した者。

なお甲は、09年規程前の「受講契約」により2009年度生として契約した者に対し、09年規程の解約・返金規定について周知徹底する。

3. 解約を希望した契約者（受講生）との間において、2009年8月1日以降、甲が前の1・2項に違背する意思表示等を行ったことが判明した場合は、次の処置をとるものとする。

- (1) 契約者（受講生）が解約を認められず、未払いの受講料を支払わされた場合、既払い受講料の返還請求を放棄させられた場合は、当該の契約者（受講生）に対し、甲は講座受講申込規程に従い収納した金員を速やかに返還すること。
- (2) 甲は、直ちに、甲の全社員に対して、09年規程についての的確な周知徹底を図るとともに、事例の再発防止を図る処置をとること。
- (3) 甲は、甲のホームページにおいて、本合意に違背した事例の具体的な報告および謝罪文を、最低1ヶ月間掲示すること。
なお、掲示内容については乙と協議を経るものとする。
- (4) 乙は、乙のホームページにおいて、事例紹介の掲示を行うこと。

4. 甲と乙は、合意書の確認日以降に、違背行為が判明した場合は、再発防止に向けた協議を行い、新たな合意を確認するものとする。

5. 甲と乙は、本合意書に記載した以外、何らの事項についても合意していないことを確認する。

本合意書は2通作成の上、甲乙それぞれが記名・押印して1通ずつ保管する。

以上

2009年8月1日

甲

東京都豊島区西池袋1-15-7

株式会社 建築資料研究社

代表取締役 馬場 栄一

乙

東京都千代田区六番町15プラザエフ6階

適格消費者団体・特定非営利活動法人

消費者機構日本

会長 青山 侑

理事長 品川 尚志

日建学院 講座申込規定

日建学院の講座にお申し込みの方（以下「受講生」といいます）と日建学院（株式会社建築資料研究社、以下「本学院」といいます）との本学院が開講している通学、通信及びインターネット上での講座の受講について以下の通り定めます。

第1条（受講契約の成立等）

1. 受講生は、本学院所定の受講申込書（表面）に署名押印した時に、受講申込書記載の講座の受講契約（以下「受講契約」といいます）が本学院と成立するものとします。
2. 本受講契約書は前項の受講契約について適用されます。

第2条（解約・返金）

1. 受講契約後、受講生の都合による受講契約の解約は、ご本人の死亡、重大な疾病により受講不能と認められる場合及び法定のクーリング・オフの場合を除いては認められず、受講料の返金等は一切応じられません。
2. 前項で受講不能により解約が認められる場合、既払いの受講料の返金額については以下の通りとします。

(1) 役務の開始前

受領済み受講料から1万円を除いた額

(2) 役務の開始後

受領済みの受講料は役務の開始後、本試験前日までの期間に対して解約の申出日までの期間を期間按分した額を除いた額

第3条（手数料）

誤入金による返金の振込手数料は受講生負担とします。

第4条（著作権等）

1. 本学院が提供する教材、講義、インターネット上で提供する情報の著作権は全て本学院に帰属します。無断でこれらを受講契約の目的外で使用、複製、録画、録音、ダウンロード等することは、固く禁じます。
2. 本サービスの利用に必要なID・パスワードを第三者に開示し、譲渡あるいは貸与することはできません。

第5条（個人情報保護）

1. 本学院が受講生より提供を受けた個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号等、個人を特定することのできる情報のことをいいます）は、お申し込みになった講座の管理の他、資格試験情報や本学院のサービスの提供のご案内等の目的に使用いたします。

2. お預かりした個人情報は、前項の目的外の使用はいたしません。またご本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません（但し、法令により開示する場合を除きます）。
3. 本学院がお預かりしている個人情報について、ご本人から開示を求められたときには、原則として遅滞なく開示いたします。又、個人情報の内容に事実と反する記載がある場合は、その内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該個人情報の内容訂正等を行いません。
4. お預かりしている個人情報に関し、ご本人から、利用目的に違反している等の理由によって、利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときには、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく当該保有個人データの利用禁止等の措置を講じます。
5. 本学院の個人情報の取扱いに関するご意見・ご質問は下記までお問い合わせください。

株式会社建築資料研究社 日建学院 コールセンター
電話：0120-243-229（東京）
受付時間：am10:00～pm5:00（土日祝祭日を除く）
eメール：nikken@to.ksknet.co.jp

第6条（不可抗力）

地震、火災、その他の天変地異等により教室が利用出来ず講座を開講出来ない場合、もしくは通信機器や回線の障害または本学院のコンピュータの障害、メンテナンス等により講義を一時的に停止または中止されることがあります。その場合でも利用できなかったことにより被った損害等について本学院は責任を負いかねます。

第7条（合意管轄）

受講契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【クーリング・オフについて】

1. 訪問販売または電話勧誘販売によりお申し込みをされた場合、本書面を受領した日を含む8日間は、書面により無条件に受講契約の申し込みの撤回、または受講契約の解除を行なうことができます（これを「クーリング・オフ」といいます）。
2. クーリング・オフの効力は、本書面受領後8日以内に、お客様が受講契約の申し込みの撤回又は同契約の解除をする旨の書面を發した時（郵便消印日付）に生じます。
3. クーリング・オフがなされた場合、①お客様は、違約金、損害賠償を支払う必要はありません。②講義を既に受講されている場合でも、既受講分の対価をお支払いする必要はありません。また、既にお渡した教材等がある場合、その返還に要する費用も本学院が負担します。③既に受講料の全部又は一部をお支払いになっている場合には、全額返金致します。

日建学院 講座受講申込規程

この規程は、日建学院（株式会社建築資料研究社、以下「本学院」といいます）が開講している通学、通信およびインターネット上での講座の受講について定めるものです。

日建学院の講座にお申し込みの方は、この規程の内容と条件にご同意の上、お申し込み下さい。

第1条（受講契約の成立等）

受講契約の成立時期については以下のとおりといたします。

- 1 お客様が本学院所定の受講申込書に署名押印の上、申し込みを行い、本学院がこれを受諾した時に、受講申込書記載の講座の受講契約が成立するものといたします。ただし、通信およびインターネット上で開講する講座において、インターネット上で申し込みをされた場合には本学院がお客様からの入金を確認した上で入金確認メールを送信した時、または教材等を発送した時のいずれか早い時に受講契約が成立するものといたします。
- 2 前項にかかわらず、受講料のお支払いにクレジットをご利用になる場合は、利用審査によりクレジット契約が有効に成立した時に受講契約が成立するものといたします。
- 3 資格試験の受験にあたり受験資格がある場合は、ご自身の責任において受験資格をご確認の上お申し込み下さい。後日、受験資格が無いことが判明した場合でも受講契約は成立したものとし、本学院は一切の責任を負いかねます。ただし、年度変更等のお取扱いに関してはご相談下さい。

第2条（解約、返金、クーリング・オフ）

講座受講契約後における解約・返金についてのお取扱いは下記のとおりといたします。

1 講座開始前の解約・返金について

講座開始前であれば、理由の如何を問わずお客様からのお申し出により解約を受け、受講料を返金いたします。（通信講座の場合は、本学院から教材を発送する前）

- (1) お支払い済みの受講料の全額を返金いたしますが、事務手数料として1万円を申し受けます。
- (2) お受取りになった教材類は、返金時まで全てご返却下さい。

なお、紛失等により返却いただけない場合には、1冊1万円を申し受けます。

2 講座開始後の解約・返金について

講座開始後、（通信講座の場合は、本学院から教材を発送した後）講座受講を継続することができない合理的な理由が発生した場合は、「解約申請書」（学校事務局にございます。）をご提出下さい。

その際は、当該事由が客観的に確認できる資料をご提出いただく場合もございます。

- (1) 解約申請書提出時の講座受講を継続することができない合理的な理由の例について
本人の死亡、重大な心身の疾病、妊娠・出産、勤務先の倒産、長期に渡る海外転勤・海外留学、遠隔地への転勤、ご家族の介護等により著しく環境が変わった場合等。
ただし、この事由以外での解約を制限するものではありません。
- (2) インターネット上での講座（Web講座）については、講座の配信開始後の解約・返金はできませんのでご注意下さい。

3 講座開始後の返金額

- (1) お支払済みの受講料より、全受講料を開講回数で按分した額に未受講回数を乗じた額を控除して未受講料相当額を算出し、その額より未受講料相当額の20%に相当する金額(上限5万円)および事務手数料1万円を控除した残額を返金いたします。

〈算式〉

お支払済みの受講料－全受講料／開講回数×未受講回数＝未受講料相当額

未受講料相当額－未受講料相当額×20%(上限5万円)－事務手数料1万円＝返金額

- (2) 講座の未受講回数を算定する起算日は「解約申請書」提出日（本学院の受領日）とします。
郵送の場合は「解約申請書」を発信した時（郵便消印日付）を起算日とします。

4 クーリング・オフ

クーリング・オフについては、後述（赤文字囲い表示）のとおりといたします。

第3条 (著作権等)

- 1 本学院が提供する教材、講義、インターネット上で提供する情報の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等）は全て本学院に帰属します。これらが無断で受講契約の目的外で使用、複製、録画、録音ダウンロード、譲渡をすることは固く禁じます。
- 2 講座の受講に必要なID・パスワードを第三者に開示し譲渡あるいは貸与することはできません。
- 3 お客様が前2項に違反した場合、本学院はお客様に対し本学院が被った損害のすべての賠償を請求するとともに、刑事告訴を行うことがあります。

第4条 (個人情報保護)

- 1 本学院がお客様より提供を受けた個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号等、個人を特定することのできる情報のことをいいます。）は、お申し込みになった講座の管理の他、資格試験情報や本学院よりサービスのご案内等の目的に使用いたします。
- 2 お預かりした個人情報は、前項の目的以外には使用いたしません。また、お客様の同意を得ずに第三者に提供することはありません。（ただし、法令により開示する場合を除きます。）
- 3 本学院がお預かりしている個人情報について、お客様から開示を求められたときには、原則として遅滞なく開示いたします。
また、個人情報の内容の訂正、追加または受講終了後に削除を求められた場合には、当該個人情報の内容の訂正・削除等を行います。
- 4 お預かりしている個人情報に関し、お客様から、利用目的に違反している等の理由によって、利用の停止または消去を求められた場合であって、その求めに正当性があることが判明した時には、遅滞なく当該保有個人データの利用禁止等の措置を講じます。
- 5 本学院の個人情報のお取扱いに関するご意見・ご質問は下記までお問い合わせください。

株式会社建築資料研究社 日建学院 コールセンター

電話：0120-243-229（東京）

受付時間：午前10時～午後5時（土日祝祭日を除く）

Eメール：nikken@to.ksknet.co.jp

第5条 (不可抗力)

地震、火災、その他の天変地異等により教室が利用できず講座を開講できない場合、通信機器や回線の障害または本学院のコンピュータの障害、メンテナンス等により講義を一時的に停止または中止されることがあります。その場合でも利用できなかったことにより被った損害等について本学院は責任を負いかねます。

第6条 (合意管轄)

受講契約に関する一切の紛争については、訴額に応じ東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第7条 (その他)

- 1 本規程に定めのないものについては、本学院ホームページ、各種パンフレット、その他本学院が定める諸規定によるものとします。
- 2 受講校を変更する場合は、手数料3千円（税込）が掛かります。
- 3 本規程は、予告なく内容を変更することがあります。
- 4 本規程は、2009年2月21日をもって発効します。

【クーリング・オフについて】

- 1 お客様が本学院の講座にお申し込みをした場合、受講契約書を本学院が交付した日を含む8日間は、書面により無条件に受講契約のお申し込みの撤回、または受講契約の解除を行うことができます
(これを「クーリング・オフ」といいます)。
※Web上での申し込みの場合は適用除外となります。
- 2 クーリング・オフの効力は、お客様が受講契約書を受領後8日以内に、受講契約のお申し込みの撤回または受講契約の解除をする旨の書面を発信した時(郵便消印日付)に生じます。
- 3 クーリング・オフがなされた場合のお取扱いは以下のとおりです。
 - (1) お客様は違約金、損害賠償を支払う必要はありません。
 - (2) 講義を既に受講されている場合でも、既受講分の対価を支払う必要はありません。
また既にお渡しした教材等がある場合、その返還に要する費用も本学院が負担いたします。
 - (3) 既に受講料の全部または一部を支払っている場合には、全額返金いたします。
 - (4) 返金に関する全ての費用(銀行振込手数料等)は本学院が負担いたします。
- 4 受講契約の撤回に関する事項につき本学院が不実のことを告げる行為をしたことにより、告げられた内容が事実であるとの誤認をし、または威迫したことにより困惑したために、お客様がクーリング・オフ期間を経過するまでにお申し込みの撤回を行わなかった場合には、本学院が経済産業省令で定めるところにより、受講契約の撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。

役務提供事業者 株式会社建築資料研究社/日建学院
代表 馬場 栄一
東京都豊島区西池袋1-15-7 0120-243-229